

(別紙)

## 懲戒の公表

### 公立大学法人岩手県立大学教員の懲戒について(令和4年2月7日)

区 分	内 容
懲戒年月日	令和4年2月7日
懲戒の種類	停職3日
懲戒の理由(事件・事故の概要)	<p>当該教員は、令和3年2月から同年3月までの間に、本学の学生2名に対して、公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程第2条第3号及び第6号に規定するハラスメントに該当し、同規程第3条(職員等及び学生等の責務)に違反する言動を行った。</p> <p>従って、こうした行為は、公立大学法人岩手県立大学職員就業規則第30条第1号(法令等遵守)及び第2号(信用失墜行為の禁止)に違反するものと認められる。</p> <p>よって、同規則第38条第1項第5号(信用失墜)及び第7号(法令等違反)に基づき、標記懲戒に及んだものである。</p>
事件発生日 年 月 日	令和3年2月～同年3月の間
被懲戒者の年代	50代
被懲戒者の性別	男性
被懲戒者の所属部局	社会福祉学部
被懲戒者の職位等	准教授
備 考	